

農林漁業者の皆さんも対象です！

詳細版

農林水産省

持続化給付金

に関するお知らせ

【令和2年5月12日現在】

持続化給付金とは？

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

法人は**200万円**まで、個人事業者は**100万円**まで

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限です。

■ 給付額の計算方法

前年の総売上（事業収入） - （前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

※計算の対象とする月は、2020年1月～12月のうち任意のひと月を、事業者にて選択。

給付対象

◆ 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者

◆ 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者

◆ 資本金10億円以上の大企業等を除く、**農林水産業、食品関連事業を含め、業種横断的に個人事業者や法人**を広く対象とします。

また、**農事組合法人、協同組合**など、**会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認ください。



「持続化給付金」
を装った詐欺に
ご注意ください

申請に必要な情報や申請方法

※今後、変更・追加の可能性あります。

申請情報・書類

1. 個人の場合

氏名、住所、生年月日、電話番号等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 2019年分の**確定申告書第一表**の控え（収受日付印が押してあるもの）（P 5）
- ② 青色申告者にとっては、**所得税青色申告決算書（2枚）**の控え（P 5～6）
- ③ 申請の対象とする月の月間事業収入がわかるもの（**売上台帳、帳面**など2020年の確定申告の基礎となる書類が原則）（P 7）
- ④ 申請者本人名義の振込先口座の**通帳**の写し（P 8）
- ⑤ **本人確認書類**（運転免許証、個人番号カード等）（P 9）

※2019年分の確定申告書類を提出できない場合は、市町村民税・特別区民税・都道府県税の申告書類、または2018年分の確定申告書類などに代えることができます。

2. 法人の場合

法人番号、法人名、住所、業種、設立年月日、資本金、代表電話番号等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 申請の対象とする月の属する事業年度の直前の事業年度の**確定申告書別表一**の控え（P 6）
- ② **法人事業概況説明書**の控え（P 6）
- ③ 申請の対象とする月の月間事業収入がわかるもの（**売上台帳、帳面**など2020年の確定申告の基礎となる書類が原則）（P 7）
- ④ 法人名義の振込先口座の**通帳**の写し（P 8）

申請期間

給付金の申請期間は、令和2年5月1日から令和3年1月15日までです。

※ 電子申請の送信完了の締め切りは、令和3年1月15日の24時までです。

申請方法

Web上での申請を基本とし、必要に応じ、感染症対策を講じた上で
完全予約制の申請支援（必要情報の入力等）を行う窓口を順次設置します。

持続化給付金の申請用HPはこちら→ <https://jizokuka-kyufu.jp>





持続化給付金のお知らせ

～最大100万円が給付されます～

「**持続化給付金**」は、**新型コロナウイルス感染症拡大**により、特に**大きな影響**を受ける事業者に対して、**事業の継続**を下支えするために**支給**するものです。

ポイント

① 税務申告をした林業者が対象になります。

昨年の事業収入額や所得に関する要件はありません。

※ただし、昨年の事業収入について税務申告をしていることが必要です。

- ✓ 2019年の、**確定申告（所得税）** 又は **住民税の申告のいずれか**を行って
いれば、申請が可能です。
- ✓ 昨年の事業収入を基に支払われますので、**昨年赤字申告の方も対象**です。

② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、

今年のいずれかの月の事業収入が、①で申告した年間事業収入を12で割った額（平均月収）の50%以下であれば対象になります。

- ✓ 2020年1～12月のいずれかの**ひと月の事業収入**が、2019年の**平均月収**（※）の**50%以下であれば**、次の計算方法を用いて給付額を計算します。
 - ※ 2019年の平均月収は、申告書に記載されている年間事業収入を12で割った額。
 - ※ **青色申告者**は、「2019年の平均月収」ではなく、「所得税青色申告決算書の月別売上（収入）金額に記載された月収」の50%以下かどうかで判断することもできます。

給付額の計算方法（上限：100万円）

給付額 = 2019年の年間事業収入 - （申請対象とする月の収入 × 12か月）

- ✓ **青色申告者**で、**月当たりの事業収入の変動が大きい方**は、原則に代えて、特例の計算方法（**季節性収入特例**）を**選択可能**です。（詳しくは裏面）

③ パソコン・スマホで申請可能です。対面での申請窓口も設置します。

- ✓ 対面での**申請支援窓口**も**全国で設置予定**です。

※ 一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※ 詳細は、申請要領等をご確認ください。



「**持続化給付金**」を装った
詐欺にご注意下さい

申請書類

氏名、住所、生年月日、電話番号等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 2019年分の**確定申告書第一表**の控え（収受日付印が押してあるもの）（※）
（青色申告者にあつては、**所得税青色申告決算書（2枚）**の控えも必要）
- ② 申請の対象とする月の月間事業収入がわかるもの（**売上台帳、帳面**など）
- ③ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- ④ 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）

※2019年の確定申告書類がない場合は、市町村民税・特別区民税・都道府県税などの申告書類でも可。

申請期間・方法

✓ **令和2年5月1日から令和3年1月15日まで**

※ 電子申請の送信完了の締切は、令和3年1月15日の24時まで

✓ 申請は、**持続化給付金ホームページ**をアクセス！

持続化給付金

検索



給付額の計算例

青色申告者は、所得税青色申告決算書の月別売上（収入）金額でも比較できます！

2019年 (計480万円)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	12月
	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円		40万円
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	12月
	40万円 (±0)	36万円 (▲10%)	20万円 (▲50%)	10万円 (▲75%)	28万円 (▲30%)			

給付額の計算 (4月の収入10万円 (▲75%の月) を選択して計算)

480万円 - (10万円 × 12か月) = **360万円**

360万円 > 100万円 (上限額)

給付額 100万円

※ 対象とする月の収入は、2020年1月～12月のうち、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月から、**ひと月を申請者が任意で選択**できます。

季節性収入特例とは？

①及び②の両方を満たす**青色申告者**は、次の計算方法の特例を選択することが可能です。

- ① **2020年の連続する3か月（任意）の事業収入の合計が、前年の同じ期間（基準期間）の収入の合計と比べて、50%以上減少**
- ② **基準期間の事業収入の合計が前事業年度の年間事業収入の50%以上を占める**

給付額 = **基準期間の事業収入の合計**
- **2020年の連続する3か月の事業収入の合計**

相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター **0120-115-570**

【IP電話専用回線】 **03-6831-0613**

受付時間 8:30～19:00（5～6月：毎日、7～12月：土曜以外の日）